

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）

えん罪は、無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による人権侵害の一つである。

えん罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、えん罪被害者を速やかに救済する制度の構築が重要である。

しかし、現行の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求が困難であるとともに、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が廃棄される危険性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることにより、審理は長期化となっている。

さらに、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官による審理のばらつきから「再審格差」が生じており、再審制度による救済を求める者の手続保障が十分に確保されていない。

以上のことから、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠を全面的に開示し、利用することを可能とする手続を制度化すること。
- 2 捜査機関が保有する証拠の保管及び保存のルールを明文化すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 4 再審請求手続の審理に関する規定を明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

豊田市議会